



広報

たかはた11

2014
平成 26 年

NO.961

【高畠町ホームページ】<http://www.town.takahata.yamagata.jp>
【高畠町 Facebook】<https://www.facebook.com/town.takahata>



ノスタルジックな世界へようこそ クラシックカーレビューIN高畠2014

Topic

- 平成 25 年度一般会計決算
- 11 月は児童虐待防止推進月間です
- 国民年金の手続きはお済みですか？
- 平成 26 年秋季火災予防運動統一標語
「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

人口と世帯数

10月1日現在

人口	24,630 人
男	11,960 人
女	12,670 人
世帯数	7,525 世帯



CLASSIC CAR REVIEW DATA 2014

山形県高島町交通安全啓発事業

クラシックカーレビューIN高島 2014



秋晴れに恵まれた10月19日(日)、2年に一度のビッグイベント「クラシックカーレビューIN高島2014」が開催され、町内外から約4万8千人が来場しました。

全国から217台のクラシックカーがエントリ。憧れていた車、希少な車、懐かしい車が並んだ中心商店街は、参加車両のオーナーとの交流や車談義が盛り上がり、来場者はカメラを片手に熱心に見入っていました。

今回で9回目を迎えたこのイベント。平成10年度「高島町交通安全全町民大会」の一環として始まり、クラシックカーを通じて

て町のみなさんの交通安全意識の向上と公衆道徳の啓発をはかり、加えて中心市街地の活性化を目的に開催されています。

当日は、町立高島小学校マーチングバンドを先頭に交通安全啓発パレードが行われ、商工会フェスタ2014もたくさんの方の出で賑わいました。

会場はYBC山形放送によるラジオ公開生放送が行われたほか、前夜祭に引き続き、民謡民舞少年少女全国大会で2度日本一に輝いた朝倉さやさんによるステージが披露され、来場者を魅了していました。



CLASSIC CAR IN TAKAHATA



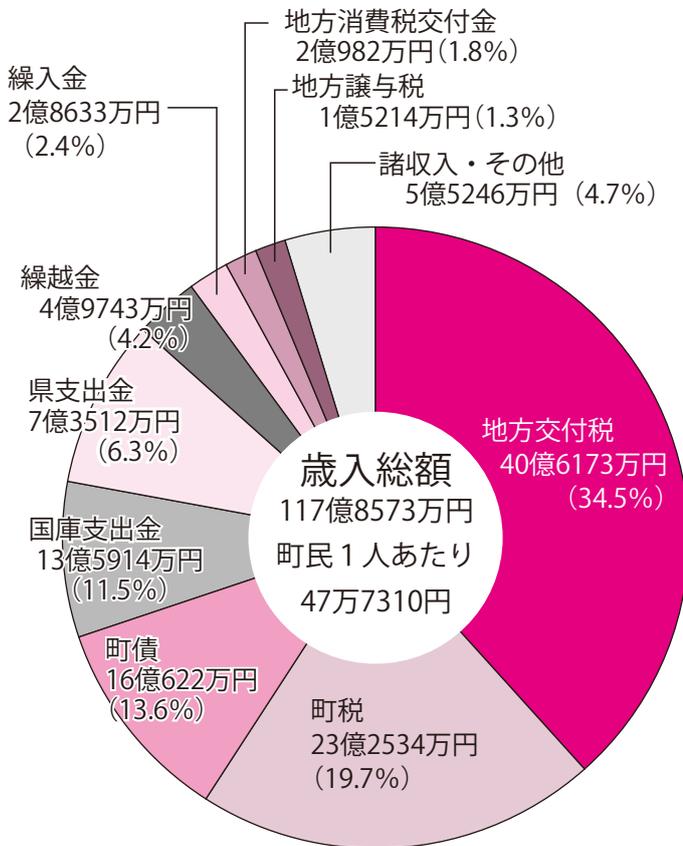
3億7935万円

町民1人あたり46万852円

※平成26年4月1日住基人口 24,692人

一般会計の歳入状況

歳入総額117億8573万円

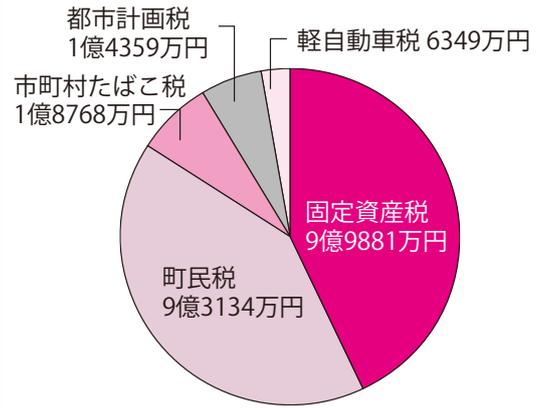


平成25年度の一般会計決算は、歳入が117億8573万円（前年度比8.4%増）、歳出が113億7935万円（前年度比9.7%増）となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は4億638万円、このうち翌年度に繰り越すべき財源5712万円を差し引いた実質収支は3億4926万円となりました。

平成25年度は、高島中学校整備事業が本格的に始まったため、前年度に比べて決算規模が大幅に増加しました。

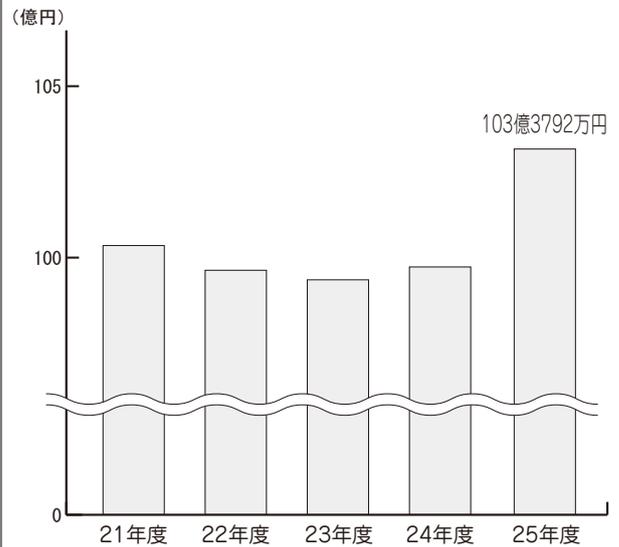
歳出額を町民一人当たりに使われたお金として計算すると46万852円となり、前年度より4万7148

町税の構成比



※そのほかに入湯税43万円があります。都市計画税と入湯税は目的税となっており、都市計画税は下水道事業や街路事業、過去の都市計画事業の起債の償還などに充てられています。また、入湯税は消防施設や観光施設の整備・広告などに充てられています。

地方債残高の推移



■なるほど財政用語（歳入編）

- 【地方交付税】標準的な行政運営のために国から交付されるお金
- 【町税】町民税や固定資産税など
- 【町債】道路や建物などを整備するための借入金
- 【国・県支出金】補助金など特定の目的のため国や県から支出されるお金
- 【繰越金】翌年度の財源として繰り越す決算上の剰余金
- 【繰入金】町の貯金（基金）を下ろしたお金など
- 【地方消費税交付金】消費税5%のうちの1%が地方に配分されるもの
- 【地方譲与税】地方揮発油税および自動車重量税からの譲与金
- 【諸収入】融資制度元利収入、受託業務収入など
- 【その他】使用料および手数料、分担金および負担金、利子割交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、寄付金など

▶問合せ先／町企画財政課財政係

☎(52)1740

公 営 企 業 会 計			
会 計 名		収 入	支 出
水道事業	収益的	5億1313万円	4億5253万円
	資本的	1億8431万円	2億7593万円
病院事業	収益的	24億2193万円	22億4158万円
	資本的	1億4739万円	3億6679万円

特 別 会 計		
会 計 名	歳 入	歳 出
下 水 道 事 業	8億8934万円	8億8125万円
農業集落排水事業	7090万円	6917万円
特定地域生活排水事業	8662万円	8238万円
飲料水供給事業	347万円	284万円
国民健康保険事業	31億671万円	28億8207万円
介護保険事業	21億4564万円	21億498万円
後期高齢者医療事業	2億976万円	2億822万円
訪問看護事業	1503万円	1446万円
高 島 財 産 区	170万円	168万円
二 井 宿 財 産 区	342万円	332万円
屋 代 財 産 区	109万円	107万円
和 田 財 産 区	270万円	264万円

■なるほど財政用語（歳出編）

- 【民生費】子どもや老人、障がい者など福祉全般に使うお金
- 【教育費】小中学校の管理、図書館、公民館活動、生涯学習の推進、スポーツ振興などに使うお金
- 【総務費】町財産の管理、企画、税務、住民登録、選挙、統計事務などに使うお金
- 【土木費】道路や河川整備、町営住宅や公園の管理などに使うお金
- 【衛生費】保健衛生やごみ処理、病院・水道会計の運営補助に使うお金
- 【公債費】建設事業などで借り入れた借金の返済金
- 【商工費】商工業の振興、工業用水道、その他観光事業などに使うお金
- 【消防費】消防署や消防団の運営、防災資材の整備などに使うお金
- 【農林水産業費】農産物の生産振興や農地保全、山林振興などに使うお金
- 【議会費】議員の報酬、行政調査、議会だよりなどに使うお金
- 【労働費】勤労者への貸付や保証などに使うお金
- 【災害復旧費】災害時にその復旧に使うお金

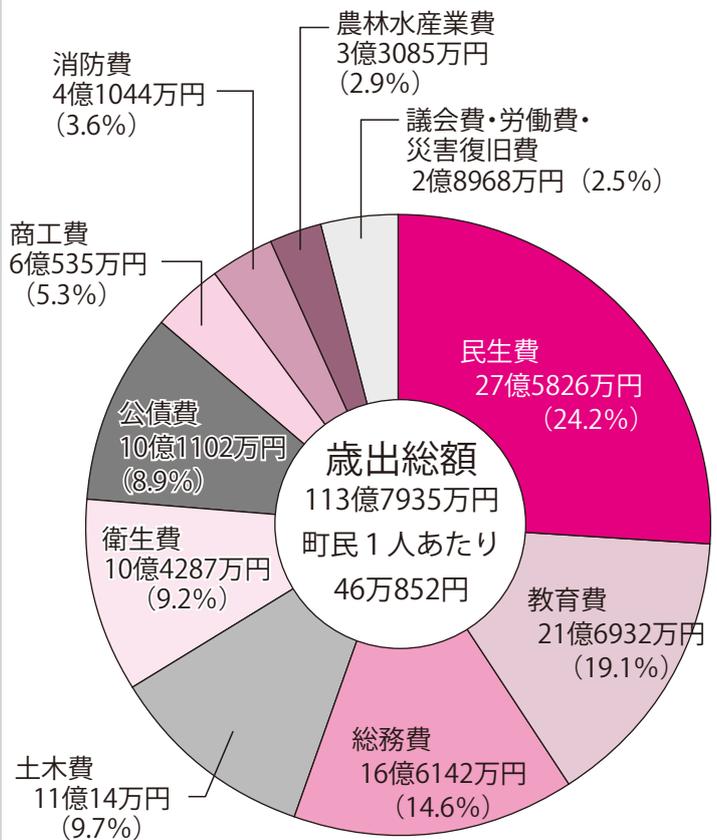
平成 25 年度一般会計決算

歳出総額は

113

一般会計の歳出状況

歳出総額113億7935万円



円の増となっています。また、町民一人当たりの借入金残高は、41万8674円で、昨年度より3万5077円増加しています。

平成25年度は、「地域産業の振興と省エネ・再生可能エネルギー戦略の展開」、「子育て環境の支援と健康づくり・良質な医療の提供」、「教育環境の整備充実と自立性豊かな人づくりの推進」に重点を置き、ハード事業では高島中学校建設事業、町道竹森中里線整備事業、防災拠点施設整備事業、戦略的園芸産地拡大支援事業等に取り組みました。

また、ソフト事業では、地域総合整備資金貸付事業、住民保健事業、乳幼児・妊産婦健診事業、ごみゼロモデル事業等に取り組みました。

高島町の健全化判断比率および資金不足比率についてお知らせします

この比率は、町の財政状況を判断するための指標で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定しました。

■健全化判断比率とは？■

- ▶実質赤字比率・・・一般会計等[※]を対象とした実質赤字額の標準財政規模[※]に対する比率
- ▶連結実質赤字比率・・・全会計（財産区除く）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ▶実質公債費比率・・・一般会計等が負担する借入金償還金の標準財政規模に対する比率
- ▶将来負担比率・・・公営企業、出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

■高島町の平成 25 年度健全化判断比率■ (単位：%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
高島町	—	—	12.6	82.2
(早期健全化基準) ^{*A}	(14.15)	19.15	(25.0)	(350.0)
(財政再生基準) ^{*B}	(20.0)	(30.0)	(35.0)	-

解説 1…実質赤字比率および連結実質赤字比率は、前年度と同様、それぞれ黒字決算のため比率はありません。(健全段階)

解説 2…実質公債費比率は、前年度の 13.5%から 0.9 ポイント改善しました。

解説 3…将来負担比率は、前年度の 87.1 から 4.9 ポイント改善し、早期健全化基準の 23.5%で健全段階といえます。

高島町の健全化判断比率は 4 指標とも健全段階です

- 早期健全化基準^{*A}を超えた場合は「財政健全化計画」を策定・・・自主的な財政健全化
- 財政再生基準^{*B}を超えた場合は「財政再生計画」を策定・・・国等の関与による財政再生

■資金不足比率とは？■

- ▶資金不足比率・・・公営企業会計に係る資金足額の事業規模（営業収益・医業収益等）に対する比率

【高島町公営企業の平成 25 年度資金不足比率】(単位：%)

公営企業会計等の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業 特別会計	—	20.0
特定地域生活排水 処理事業特別会計	—	20.0

解説…今年度は対象事業全てが黒字決算のため比率はありません。(健全段階)

【用語解説】

- 一般会計等[※]…普通会計として毎年総務省に財政状況を報告している会計で、当町の場合一般会計と飲料水供給事業会計を合わせたもの。
- 標準財政規模[※]…地方公共団体の標準的な行政運営に必要な一般財源の規模。標準税収入、普通交付税、地方譲与税等の合計で、H25 標準財政規模は 6,698,072 千円。

▶問合せ先／町企画財政課財政係 ☎(52) 1740



高島中校章

平成28年4月開校

高島中学校開校準備通信

心身ともに健全な生徒の育成のために！

— P T A 準備委員会が発足 —

委員長／猪野 繁彦（一中PTA会長）
副委員長／石山 和義（二中PTA会長）
副委員長／平井 良寿（三中PTA会長）
副委員長／竹田 義行（四中PTA会長）
委員／各中学校PTA副会長
各中学校教頭

9月16日(火)19時より、中央公民館において第1回PTA準備委員会が開催されました。

PTA活動の目的を「保護者と教職員が協力して、家庭、学校および地域における生徒の心身ともに健全な成長を図ること」とし、設置する会議や委員会、専門部等を決定しました。

PTA活動を円滑にスタートさせるために、活動方針案や事業計画案、役員の選出方法等について検討を進めて参ります。

平成28年度の教育活動計画を検討しています。

各中学校の教育活動のよさを生かしつつ、新たな中学校にふさわしい学校教育を子どもたちに提供することができるように準備を進めていきます。

生徒の将来を切り拓く進路学習については、修学旅行や職場体験と関連させて体験的な学びを充実させます。

修学旅行

3年間の学校教育のなかで、より生徒の進路学習に役立つためには、どのような時期にどのような方法で修学旅行を実施するのがよいのか、という視点から検討します。

220人を超える学年規模になりますので、内容やコース、利用交通機関等について様々な情報を収集して準備を進めます。



▲班別自主研修の様子（今年度の様子）

職場体験学習

進路学習の一環として、職場体験学習を今後も実施していきます。多人数になりますので、町内全域にご協力の依頼をさせていただきます。これまで、各中学校の職場体験を受け入れてくださった事業所には、高島中学校開校後も引き続きお願いいたします。また、新たな受け入れ先が必要ですので、ご協力の程よろしく申し上げます。



▲事業所での職業体験（今年度の様子）

▼問合せ先
町教育委員会教育総務課中学校開校準備係

☎(52)4474

～進捗状況のお知らせ～

校舎棟	64.5%
体育館棟	56.0%
テニスコート	46.0%
防災拠点施設	32.0%

10月16日現在。順調に工事が進んでいます。工程の遅れはありません。

※開校準備日より、高島町ホームページに掲載しております。

▼▶ 10月10日(金)

町立二井宿小学校3年生



建設現場見学の様子

子育て通信

―友だちの輪・交流の輪を―

広げましょう！

遠くの山々が色づき始め、赤や黄色に染まるのも、もうすぐですね。お天気の良い日は、お子さんと一緒にお外に出てドングリやまつぼっくり、落ち葉拾いなどをしながら秋を楽しみたいものです。

さて、今月は育児サークルをご紹介します。

高島町には「えくぼ club」「Cococara (ココカラ)」の2つの育児サークルがあります。

ママとお子さんが、お散歩や、クッキング、ヨガなどをしながら、毎月活動しています。ママ同士の情報交換やリフレッシュにもなり、お子さんもお友だちと一緒にいろいろな経験が出来ますよ。みんなとワイワイ遊んだり、お話をしながら楽しみたい!と思っている方は、一度見学をしてみたい方は、いかがでしょうか?

各サークルのパンフレットもありますので、支援センターまでお気軽にお問い合わせください。



▶それ、気持ちいい!!



▼問合せ先／子育て支援センター

(町総合交流プラザ内)
☎(51)0350



9月末には、普段のお楽しみ時間に、サークルの方より『ヨガ』を教えていただきました。参加された方は、「久しぶりに体を動かして、気持ち良かった」と喜んでいました。

このように、交流の輪がどんどん広がるよう、私たちスタッフもお手伝いしていきたいと思えます。



▶心も体もリフレッシュできました!

Children

未来っ子登場



たかはし ゆあ
高橋 結愛 ちゃん
平成25年11月18日生(泉岡)
我が家の箱入り娘♡



いの じゅり
猪野 樹梨 ちゃん
平成25年11月14日生(上和田3)
甘い物が大好きな
我が家のアイドル♡



まるやま
丸山 さくら ちゃん
平成25年11月12日生(青葉町)
野菜大好きです(^^)



満1歳になるお子さんを募集します

平成26年12月号に掲載するのは、平成25年12月中に生まれた町内在住のお子さんです。

- ♪申込締切／11月12日(水)
- ♪申込先／町企画財政課広聴広報係 ☎(52)4476
- ♪申込書がございますので、写真を持参のうえ町企画財政課までお越しください。現像済み写真・データ共に可能です。



《子育て支援医療証》
今月子育て支援医療証をお送りする方は、誕生日が11月2日から12月1日までの方です。
今月中旬にお送りしますので、ご確認ください。

今月の医療証

《国民健康保険高齢受給者証 交付説明会のご案内》
来月12月から高齢受給者証の交付対象となる方は、昭和19年11月2日～昭和19年12月1日生まれの方です。
該当者には11月20日(木)までに説明会の案内をお送りしますので、案内が届きましたら説明会への出席をお願いします。
国保以外の方は、現在加入している健康保険より交付されます。



▶問合せ先／町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

整骨院・接骨院の 施術を受けられる方へ

健康保険を使えるのは
どんなとき？

◆骨折、脱臼、打撲、ねん挫(いわゆる肉ばなれを含む)の施術を受けた場合に保険の対象となります。(骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)

◆骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

▽主な負傷例
日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき。

治療を受ける時の注意

◆単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象になりません。

このような症状で施術を受けた場合は全額自己負担になります。

◆療養費は、本来患者が費用の全額を払った後、自ら保険者へ請求をおこない支給を受ける「償還払い」が原則ですが、

柔道整復については、例外的な取り扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。

このため、多くの整骨院・接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担のみ支払うことにより、施術を受けることができます。

◆柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けるときには、必要書類に患者の方のサインをいただくことが必要となります。

▼問合せ先／町町民課医療給付係 ☎(52) 1 3 2 7

夜光反射材の着用で交通事故防止に努めましょう



- ◇道路横断時の安全確認や夜光反射材の着用など、交通事故防止に努めましょう。
- ◇薄暗くなり始めたと感じたら、早めにヘッドライトを点灯しましょう。
- ◇飲酒運転を「しない、させない、許さない」を徹底しましょう。
- ◇全ての座席で必ずシートベルト・チャイルドシートを着用しましょう。



平成26年9月30日現在の交通事故発生状況

	発生件数(増減)	死者数(増減)	負傷者数(増減)
高島町	102(-25)	0(-1)	122(-36)
南陽市	143(-2)	3(+3)	194(-12)

※増減は前年同時期との比較です

在宅医療・介護 市民公開講座

『いつまでも家族とともに明るく楽しく
～病院から地域に～』

「山形発！鶴岡発！在宅医療の現場」
～家族が安心できる、地域の連携～（DVD 上映）

第 1 部 講演「地域で生ききる
～在宅医療の実際～」

第 2 部 パネルディスカッション

▶日時／11月30日（日）13時～15時

▶場所／高島町中央公民館

▶問合せ先／南陽市東置賜郡医師会

☎(43) 4 4 1 4

町福祉課 ☎(52) 4 4 9 5

11 月は児童虐待防止推進月間です

～ためらわず知らせてつなぐ命の輪～

虐待は命や成長を脅かす極めて深刻な人権問題です。早めの対応や支援が、虐待を受ける人だけでなく、虐待をしてしまう家族などが抱える問題の解決にもつながります。虐待をなくす見守りの輪を広げ、児童、高齢者、障がい者を虐待から守りましょう。少しでも「おかしいな、虐待かな？」と思ったら、どんな小さなことでも下記相談窓口へご連絡ください。連絡した人の個人情報守秘義務により守られます。また、匿名で行うことも可能です。

●虐待の種類

【身体的虐待】殴る、蹴る、たたく、たばこの火を押し付けるなど

【心理的虐待】言葉による脅し、子どもの目の前で家族に暴力をふるうなど

【ネグレクト】食事を与えない、極端に不衛生的な環境の中で生活させるなど

【性的虐待】わいせつな行為をすること、またわいせつな行為をさせること

●しつけと虐待

保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、その行為が子どもの心身を傷つけものであれば「虐待」です。

児童虐待

①児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570(064)000

（お住まいの地域の児童相談所につながります。24時間対応）

②山形県中央児童相談所 ☎023(627)1195 (24時間対応)

③高島町福祉課児童福祉係 ☎(52) 2 8 6 4 (平日8時30分～17時15分)

(休日夜間受付) ☎(52) 1 1 1 1 (役場宿日直受付)

高齢者虐待

高島町福祉課包括支援係 ☎(52) 4 4 9 5 (平日8時30分～17時15分)

(休日夜間受付) ☎(52) 1 1 1 1 (役場宿日直受付)

障がい者虐待

高島町福祉課障がい者福祉係 ☎(52) 4 4 7 3 (平日8時30分～17時15分)

(休日夜間受付) ☎(52) 1 1 1 1 (役場宿日直受付)

高島町では「高島町虐待等防止ネットワーク会議」を設置し関係機関が連携し対応しています。

災害義援金・救援金を受け付けています

日本赤十字社では、災害義援金および救援金の受付を行っております。みなさまのあたたかいご支援・ご協力をお願いいたします。

また、郵便振替による寄付をご希望の場合は、お手数ですがお問い合わせください。

	義援金および救援金名称	受付期間
1	2014年西アフリカ エボラ出血熱救援金	平成26年11月28日（金）まで
2	平成26年広島県大雨災害義援金	平成26年12月26日（金）まで
3	7.9南木曾町豪雨災害義援金	平成27年3月31日（火）まで
4	シリア・イラク人道危機救援金	

▶受付・問合せ先／町福祉課地域福祉係 ☎(52) 3 5 6 4

ご存知ですか？ 母子・父子・児童の福祉～経済支援～

児童手当

- ▶ 対象者 / 中学3年生までの児童を養育している方
- ▶ 支給時期 / 6月・10月・2月
- ▶ 支給期間 / 児童が15歳に達した年度末まで

【支給月額】

3歳未満	15,000円
3歳以上～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳以上～小学校修了前(第3子)	15,000円
中学生	10,000円
所得が一定額を超える場合	5,000円

児童扶養手当

- ▶ 対象者 / 離婚等でひとり親になった場合や、児童の父または母に一定の障害がある場合などにその児童を養育している方
- ▶ 支給時期 / 4月・8月・12月
- ▶ 支給期間 / 児童が18歳に達した年度末まで(障がいのある児童は20歳未満まで)

【支給月額】

お子さんの数・受給者の所得によって異なります。受給者の所得が一定額を超える場合は支給されません。(2人目は5,000円、3人目は3,000円加算)

	児童一人の場合
全部支給	41,020円
一部支給	41,010円～9,680円

特別児童扶養手当

- ▶ 対象者 / 重度から中度の障がいを持った児童を在宅で養育している方
- ▶ 支給時期 / 4月・8月・11月
- ▶ 支給期間 / 児童が20歳未満まで

【支給月額】

受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません。

1級	49,900円
2級	33,230円

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭および寡婦等に対し、低利子または無利子で各種資金の貸付を行います。

▶ 問合せ先 / 町福祉課児童福祉係 ☎(52) 2 8 6 4

要介護認定を受けている方へ

税の障害者控除が受けられます

介護保険の要介護認定を受けている方で、一定の基準に該当する場合、税の障害者控除が受けられます。該当するかどうかは、その方によって異なりますので、町福祉課介護保険係にお問い合わせください。

該当する場合、申請により「障害者控除対象者認定証」を12月1日より発行しますので、税の申告に間に合うよう早めに申請をお願いします。

▶ 問合せ先 / 町福祉課介護保険係 ☎(52) 1 2 8 8

障がい者の暮らしと支援を考えるシンポジウム

『発達障がい』特に『自閉症』について理解を深め、地域の中で支え合うための私たちの役割について考えるシンポジウムを開催します。

- ▶ 日時 / 11月6日(木) 18時45分～20時30分
- ▶ 場所 / 高島町中央公民館大会議室
- ▶ 講演 / 「発達障がい児を地域で支えていくために」
講師：NPO法人ゆめじろうケアスタッフ
山本 浩人氏 (愛知県在住)

- ▶ パネルディスカッション
コーディネーター 山本 浩人氏
パネリスト 主任児童委員 富澤 久美子氏
たかはたこども園主任保育士 菊池 陽子氏
町健康推進課健康推進係長 嶋倉 淳子氏

▶ 申込・問合せ先 / 町福祉課障がい者福祉係

☎(52) 4 4 7 3

国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の被保険者（加入者）は、職業などで3つのグループに分かれています。就職などで被保険者のグループが変わる方は、届出が必要です。手続きを忘れると、将来、年金を受けることができなくなる場合がありますので、忘れないようにしましょう。

届出が必要なとき	手続きに必要なもの
20歳になったとき (厚生年金・共済組合に加入している方は手続不要です)	○国民年金被保険者資格取得届(ハガキ) ^{※1} ○印鑑 ○学生証または在学証明書 (学生納付特例申請をする場合)
会社員や公務員が退職したとき ^{※2}	○退職日のわかる書類 (健康保険等資格喪失連絡票、離職票など) ○印鑑 ○年金手帳
配偶者が退職したとき、配偶者の扶養でなくなったとき ^{※2}	○扶養からはずれた日がわかる書類 ○印鑑 ○年金手帳

※1 国民年金被保険者資格取得届(ハガキ)は20歳の誕生日の前月に日本年金機構から住所地へ郵送されます。
 ※2 国民健康保険への加入と同時に手続きすることができます。

国民年金被保険者(20歳以上60歳未満)のグループ

【第1号被保険者】



農業や自営業者、無職、学生、会社などに勤めていても厚生年金に加入していない方。保険料は、日本年金機構が送付する納付書により金融機関などで納めていただきます。

【第2号被保険者】



厚生年金に加入している会社員や共済年金に加入している公務員。加入の手続きや保険料の納付は会社などが行いますので、自分で行う必要はありません。

【第3号被保険者】



第2号被保険者に扶養されている配偶者。保険料は配偶者が加入する厚生年金などの制度全体が負担しますので個別に納める必要はありませんが、配偶者の勤務先に届出をしないと第3号被保険者として扱われません。

口座振替・前納を

ご利用ください

今年度の第1号被保険者の保険料は、月額15,250円です。

1年分や半年分をまとめて納める「前納制度」を利用すると、保険料が割引されます。また、口座振替にすると納め忘れる心配もありません。

詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

控除証明書が届きます

11月上旬に、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が郵送されてきます。年末調整や確定申告などで大切に保管し必ず添付してください。

納めた国民年金保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。保険料の未納がある方は、年内に納付するようにしましょう。

▼手続き・問合せ先

町町民課住民年金係

☎(52)1345

米沢年金事務所 ☎(22)4220

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」

11月は **ねんきん** 月間



11月30日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受取見込額を確認し、高齢期の生活設計について考えてみませんか。

米沢年金事務所では週末相談日を開所しますのでお気軽にご相談ください。

○週末相談日／11月30日(日)

9時30分から16時まで

※年金手帳などの本人確認ができる書類をお持ちください。

国民健康保険 医療費のお知らせ

高島町国民健康保険では2か月に一度、はがき形式で「医療費のお知らせ」をお送りしています。

こんなことが分かります!!

家族（国保加入者）の誰が、いつ、どこの医療機関でどれくらい受診したかがわかります。

ここをチェック!!

1. 医療費はどれくらい?

お知らせにかかっている金額は医療機関でかかった総額（10割分）ですので、実際どれくらいの医療費がかかっているのかわかります。

2. 医療機関は何か所?

診療を受けた医療機関が一覧でわかるので、複数の医療機関をかけたもちしたり（重複受診）していないかどうか確認することができます。受診状況などを確認し、自分の健康管理に役立てましょう。

医療を受けるときは次のことを心がけましょう

1. お医者さんのかけもちはやめましょう。
2. 時間外・休日受診はなるべく避けましょう。

国民健康保険の医療費のお知らせ

おなただご受診で、平成26年9月～平成26年10月に病気や負傷のために国民健康保険で診療を受けた医療費の額等をお知らせいたします。

この通知は請求書ではありません
国民健康保険証記号番号 62801234

受診者氏名	診療を受けた医療機関	受診年月	診療区分	入外区分	日数(回数)	医療費の総額
高島 太郎	〇〇〇〇病院	26.9	内科	入院	24	836770
高島 太郎	〇〇〇〇病院	26.9	食事		17	24592
高島 花子	〇〇〇〇病院	26.9	内科	外来	1	1380
高島 花子	〇〇〇〇薬局	26.9	調剤		1	2080
高島 太郎	〇〇〇〇病院	26.10	内科	外来	2	7250
高島 太郎	〇〇〇〇薬局	26.10	調剤		2	3810

見本

3. 薬は必要な分だけもらいましょう。
4. かかりつけ医をもちましよう。
5. お医者さんを信頼し、指示を守りましよう。
6. 特定健診を受け、生活習慣病を予防ましよう。

ご存知ですか?

退職者医療制度

長い間会社などに勤め、厚生年金保険などから年金を受けられる方が、退職して国民健康保険に加入されるとき、本人および被扶養者の方には、「退職者医療制度」にも加入していただくようお願いいたします。

退職者医療制度に加入していただくことにより、社会保険診療報酬支払基金から高島町国民健康保険に交付金を受けられ、町国保会計が安定し、将来的に国保税の引き上げ抑制につながります。該当資格のある方は、必ずご加入ください。

退職者医療制度に加入しても国保税額や医療機関窓口での自己負担割合（3割負担）は変わりません。

対象者

退職被保険者(本人)となる方

次の条件のすべてにあてはまる方が、退職被保険者(本人)となります。

- ① 60歳～64歳の方で国民健康保険に加入している方。
- ② 厚生年金などの年金を受けられ、その加入期間の合計が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方。

被扶養者となる方

次の条件のすべてにあてはまる方が、退職被保険者の扶養家族となります。

- ① 国民健康保険に加入している方。
- ② 65歳に達していない方。
- ③ 退職被保険者本人と同一の世帯に属し、直系尊属、配偶者および3親等内の親族、配偶者の父母または子である方。
- ④ 退職被保険者(本人)によって生計が維持されている方で、向こう1年間の収入金額が130万円未満(60歳以上の方、身障者の方は180万円未満)である方。

届出に必要なもの

- ◎年金証書
- ◎印鑑
- ◎被保険者(本人)または被扶養者となられる方の国民健康保険被保険者証

国民健康保険 被保険者証

有効期限 平成27年8月31日 本人

記号・番号 628・01234

氏名 高島 花子 性別 女

生年月日 昭和25年9月10日

世帯主氏名 高島 太郎

住所 山形県東置賜郡高島町 大字高島4 3 6 番地

該当年月日 平成22年9月9日

交付年月日 平成26年9月1日

保険者番号 67060657

保険者名 高 島 町

▼手続・問合せ先
町町民課医療給付係

☎(52) 1327